

海江田万里氏に対する判決に関する声明

平成28年（2016年）9月9日

各 位

全国安愚楽牧場被害対策弁護士団

団 長 弁護士 紀 藤 正 樹

事務局長 弁護士 中 川 素 充

本件担当 弁護士 江 川 剛

外

- 1 当弁護士団は、長年にわたって和牛預託商法を続けて破綻した安愚楽牧場による被害者らの被害回復等を目的として結成された弁護士団です。
- 2 本日午後1時10分、東京地方裁判所101号法廷で、安愚楽牧場の和牛預託オーナー制度をテレビや雑誌、書籍などをおして推奨していた海江田万里氏に対する損害賠償請求事件の判決言渡期日が開かれ、海江田万里氏の責任を否定し被害者である原告らの請求を棄却する判決が言い渡されました。
- 3 平成23年（2011年）8月に破綻した安愚楽牧場による被害は、被害者数は7万人、被害総額は4200億円を超え、わが国史上最大とも言われています。

海江田万里氏は、昭和62年（1987年）頃から平成4年（1992年）頃にかけて、「経済評論家」として、自身が出演していたテレビ番組やラジオ番組、自身の著書や雑誌などで、安愚楽牧場の和牛預託オーナー制度を「この利益は申し込み時に確定していて、リスクはゼロ」などといって、安全かつ確実な財テク手法であるかのように推奨し続けていました。海江田万里氏はその後、国会議員に当選し、経済産業大臣まで務めたのは周知のとおりですが、その間も、自身の発言を修正することはありませんでした。安愚楽牧場の被害者の中には、海江田万里氏を信用し続けて被害にあった方々が多数おり、今回の損害賠償請求事件の原告の方々はその一部です。

訴訟を通じて、海江田万里氏が安愚楽牧場や和牛預託商法に対して行ったとい

う調査も極めて不十分であり、「リスクはゼロ」といった記事の執筆や発言などに至った経緯が極めてずさんだった実態や、海江田万里氏の無責任な態度も明らかになりました。

4 今回の判決では、このような海江田万里氏の損害賠償責任は否定されました。

この種の大型消費者被害事件では、広告推奨者が被害の拡大に大きく寄与している実態があります。安愚楽牧場事件でも、「経済評論家」であった海江田万里氏の無責任な発言や記事等が、和牛預託オーナー制度が安全かつ確実なものであるかのような誤解を招いて被害を拡大させた結果、多くの方々が今も深刻な被害に苦しんでいる実態があります。にもかかわらず、今回の判決では、これらの実態は十分に顧みられず、海江田万里氏の損害賠償責任も否定されました。このような判決を前提とすれば、被害回復が実現できないだけでなく、安愚楽牧場の和牛預託オーナー制度のようなリスクの大きい商品に対する無責任な広告推奨を追認し、被害の拡大を助長する事態にもなりかねません。

今回の判決は不当といわざるを得ず、速やかに控訴したいと考えます。

5 安愚楽牧場や首謀者の三ヶ尻久美子らは既に破産しており、被害回復はまだごく一部しか実現していません。当弁護団は、今後も安愚楽牧場による被害を少しでも回復すべく、規制権限の行使を怠った国の責任も含め、関与者に対する責任を徹底して追及し、粘り強く活動を続けていきます。

以 上